

総法研だより

—行政法部会—

行政法部会 羽根 一成 (57期)

1 判例研究

当部会では、原則として、毎月第4水曜日の午後5時から、定例部会(研究会)を開催しています。定例部会では、当番の部会員が関心のあるテーマ、自らが担当した事件などについて報告をしたうえで、参加者全体で議論を行う形で判例研究を行っています。平成26年度の定例部会で検討した主な題材は、次のとおりです(うち2件は部会員が担当した事件)。

- ① 条例改正行為と国賠法1条1項の違法性に関する事案
- ② 「議会において議決すべき事件を議決しないとき」(自治法179条1項)を理由とする専決処分の可否に関する事案
- ③ 議員の親族企業が公共工事を受注することを事実上禁止する条例と議員の政治活動の自由、企業の経済活動の自由に関する事案
- ④ 北総開発鉄道訴訟(北総開発鉄道に対する運賃変更認可処分の無効確認及び旅客運賃変更の義務付け、京成電鉄(京成スカイアクセス)に対する運賃上限認可処分の無効確認及び運賃上限変更の義務付け)
- ⑤ 全国消費実態調査の調査票を記録した準文書が公務機密文書(民訴法220条④ロ)に該当するとされた事例
- ⑥ 一般廃棄物収集運搬業等の許可処分等の取消訴訟について競業者に原告適格が認められた事例
- ⑦ 産業廃棄物処分業等の許可処分等の取消訴訟等について周辺住民に原告適格が認められた事例
- ⑧ 「栽培目的、方法等が法令の趣旨に反しないこと」という審査基準が違法であること等を理由とする大麻栽培者免許の不許可処分の無効確認請求が棄却された事例
- ⑨ 土地収用法に基づく収用裁決の取り消しを求める訴訟において、同裁決の違法事由として、同裁決に先立つ事業認定の違法性を主張することは許されないとされた事例

部会員には、行政法分野の著名な専門家が多く、制度論や解釈論から実務的な問題点まで、さまざまな視点からの議論が行われます。また、市民側と行政側の双方の視点から議論が行われるほか、若手の素朴な質問に対してもベテランの部会員が真摯に答え、さらには、質問者が意図していなかった方向に話が広がる

こともあり、定例部会に参加することにより、勉強になるだけでなく刺激にもなります。

そして、定例部会終了後に、弁護士会地下において、当日の担当者を労って飲食しながら、行政法分野に限らない話題で談笑したり、意見交換等を行っており、これもまた定例部会に負けず劣らず充実した時間となっています。

2 出版企画等

当部会として外部への発信機能を高めるため、昨年度に引き続いて、「(仮)地方公共団体のための指定代理人・訴訟代理人の訴訟実務」の出版に向けた作業を進めています。

また、有志活動ではありますが、出版社や研究者と組んで、行政法分野の事業者向けのコンテンツを開発するなど新しい取組みにも挑戦しています。

3 行政法分野と弁護士業務(私見)

今年から新司法試験の短答式試験から行政法が外れましたが、行政法分野には弁護士が参入できる領域がまだあると思います。もっとも、「仕事」として参入するには、①紛争処理だけでなく許認可申請から一貫して受任するモデル、②市民だけでなく事業者からも受任するモデル、③行政調査の立会など行政処分に至るまでの手続に関与するモデルの構築が不可欠であると思います。当部会で調査研究を進め、将来的に許認可センターのようなものの設置につなげられないものかと夢想しています。

また、行政不服審査法の改正(平成28年4月1日施行予定)により審理員制度が創設され、その人材確保が課題となっているようですが、「審理手続を行う者」(同法9条1項)である審理員に弁護士が適任であることは疑いないところです。もっとも、法曹としての知識及び実務経験に加えて、行政争訟に関する基本的な知識及び一定の実務経験が求められると思います。このことについては、当部会として果たすべき役割があるように思います。

当部会では、志のある方の入会をお待ちしております。

当部会にご関心をお持ちの方は、業務推進第2課の舟橋職員(03-3595-8582)までお問い合わせください。多くの会員の皆様のご参加をお待ちしております。